

札幌市都心地域帰宅困難者等対策協議会 一時滞在施設部会

1.開催概要

日時	平成 27 年 9 月 16 日（水） 14:30～17:00
場所	札幌市役所本庁舎 6 階 1 号会議室
参加者	一時滞在施設部会構成員：17 名 事務局（札幌市危機管理対策室）：4 名
次第	(1) 14:30～ 開会あいさつ (2) 14:35～ 座長の選任 (3) 14:37～ 札幌市より説明 「被害想定と地区内の現状等について」 (4) 14:55～ ワークショップ ①「自施設が一時滞在施設となる可能性はあるか、またそのために何が必要か考えよう」 ②「実際に一時滞在施設として運営をする上で、自施設ではどのような課題があるか考えよう」 (5) 16:35～ 発表とまとめ (6) 17:00 閉会
配布資料	・ 次第 ・ 札幌市都心地域帰宅困難者等対策協議会規約 ・ 一時滞在施設部会構成員（出席者）名簿 ・ 札幌市都心地域帰宅困難者対策協議会（一時滞在施設部会）

2.開催要旨

(1) 開会あいさつ

札幌市危機管理対策部長

(2) 座長の選任

協議会規約第 4 条 3 項に基づき、互選により札幌市危機管理対策室計画・原子力災害対策担当課長を選任

(3) 札幌市より説明 「被害想定と地区内の現状等について」

事務局である札幌市より、札幌市都心地域で想定される被害の状況と、一時滞在施設に関する地区内の現状や他都市との比較等について説明

(4) ワークショップ

3つのグループに分かれ、それぞれの立場で、自施設が一時滞在施設となる可能性やそのために必要なもの、一時滞在施設として運営をする上でのステージごとの課題を抽出・共有



札幌市あいさつ



ワークショップ

- (5) 発表とまとめ
グループの意見交換の結果を発表

- (6) 閉会

3.ワークショップの記録

ワークショップ① 「自施設が一時滞在施設となる可能性はあるか、またそのために何が必要か考えよう」

- 1) 一時滞在施設となった場合、どこスペースが使えるか、また何人くらいの受入が可能か考えよう (約 3.3 m²あたり 2 人が目安)
- 2) 運営にあたる人を確保できるか
- 3) どのような備蓄物資や設備が必要になるか
- 4) どのような制度や仕組みがあると良いか

- 1) 一時滞在施設となった場合、どこスペースが使えるか、また何人くらいの受け入れが可能か考えよう

業種別の意見	
ロビーや宴会場。 200～3,000 人入れるが、利用者が優先。 宴会場は当日の状況による。宴会があった場合、割れた食器が散乱する可能性あり。 シャンデリアが散乱する可能性あり。 一階ロビー50 人、一階客室 20 人程度。	ホテル
1 階エントランス、2 階～4 階で数十名。共用部の若干のスペース。	ビル所有者
既に一時滞在施設に指定されている施設の意見	
長さ 150m、幅 12m の 1,800 m ² が確保できる。1,000 人程度可能。 地下鉄駅ラッチ外コンコース (大通、さっぽろ)。 チカホの広場部分約 1,500 m ² →900 人程度。	

現在一時滞在施設に指定されている所を全部合わせて 2,000 名程度。

2) 運営にあたる人を確保できるか

共通意見	
パニックになる可能性があるため、どの施設がどの程度受入可能か等の情報を、建物の外で案内係が必要である。	
業種別の意見	
当日の利用者の対応で精一杯で余裕が無いと考える。 人の確保は状況による。 水や物資などを配る、案内をする程度だとそれほど人数は必要ない。現場の従業員で対応する。	ホテル
人員 4 名、管理員 2 名程度。 災害時に徒歩で参集する社員が各ビルで決められている。対象者は参集リストを配布されている。	ビル所有者
既に一時滞在施設に指定されている施設の意見	
他の現場に人数を割かれる場合がある。運営のノウハウがない。 施設点検や復旧作業を優先するので人数確保は難しい。 シフト制で 5~6 人が常時在室している。 警備員 30 名、社員 40 名が対応する。	

3) どの様な備蓄物資や設備が必要になるか

共通意見	
要支援者用のスペース。 備蓄倉庫。 トイレが使えないときのための大きな汚水槽。 期限切れの非常用の水を、トイレを流すために使用すればよい。	
業種別の意見	
簡易トイレ、毛布、水、食料、衛生用品、薬、倉庫等が必要となる。 従業員人数の 7 割×3 日分の水・食料・毛布を備蓄している。 自家発電は 3 日間分必要となる。	ホテル
簡易トイレ、水、食料、毛布、敷物、照明、ストーブが必要となる。 テナント用に備蓄はしているが、帰宅困難者用の備蓄はなし。	ビル所有者
既に一時滞在施設に指定されている施設の意見	
トイレ、水、カイロ、マット、備蓄物資の保管場所、毛布等暖をとるもの、照明器具、食料が必要となる。 自家発電設備 8 時間分を 16 時間分に増強している。 自家発電は必要だが、優先順位としては上位にならない。	

4) どのような制度や仕組みがあると良いか

共通意見	
<p>責任の所在をはっきりさせるべき。また、民事上の責任を負うことになるのかを整理すべき。 受入可能かどうか、施設の安全点検する専門家が必要。また、安全点検をする専門家を派遣する仕組みを作るべき。</p> <p>施設側が運営準備を出来るような仕組みを作るべき。</p> <p>情報を把握して一元管理し、移動の指示を出せるような拠点が必要である。</p> <p>連絡網を使い、滞在施設の情報を入手できるような仕組みを作るべき。</p> <p>滞在者や提供物など管理する側のチェックリストを作っておく必要がある。</p>	
業種別の意見	
<p>備蓄物資を用意するための費用面での補助が必要である。その際、消費期限等にも対応すべき。</p> <p>使用した物資の保障をすべき。</p> <p>通信手段として、災害時の優先電話が必要である。</p>	ホテル
<p>受け入れに必要な備蓄物資等は市で対応すべき。</p>	ビル所有者
既に一時滞在施設に指定されている施設の意見	
<p>市が備蓄物資を一時滞在施設に提供すべき。</p> <p>一時滞在施設の必要性が生じた際の連絡体制が必要である。</p> <p>市から一時滞在施設への金銭面での支援が必要である。</p> <p>ノウハウがなくリーダーがいらないがいないため、講習会等が必要である。</p> <p>消防・警察による優先的な支援が必要である。</p>	

ワークショップ②「実際に一時滞在施設として運営をする上で、自施設ではどのような課題があるか考えよう」

- 1) 発災直後から開設まで（発災直後から概ね6時間後まで）
 - ①建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認はできるか
 - ②どこを施設内の立入り禁止区域にするか
 - ③従業員等による運営組織の編成や、備蓄や設備の確認などの運営準備はできるか
 - ④一時滞在施設であることの表示や市区町村等への一時滞在施設の開設報告はできるか
 - ⑤帰宅困難者のスムーズな受入開始はできるか
 - ⑥電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の確保はできるか
- 2) 帰宅困難者を受け入れた後の課題について考えよう（概ね一昼夜の運営を想定）

1) 発災直後から開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ① 建物内の被害状況の把握や安全性の確認はできるか

共通意見	
目視での確認は可能である。しかし、担当は決まっていない。 施設の安全を確認する専門家が必要である。 点検は大きい施設ほど時間がかかる。	
業種別の意見	
対応可。消防隊組織で被害状況の確認可。細部の把握は時間がかかる。	ホテル
対応可。チェックシートを作成している。	ビル所有者
既に一時滞在施設に指定されている施設の意見	
地下では人の動きを止めることができないので、時間がかかる。 各施設の安全性の確認可。社員に応急危険度判定士が複数いる。	

② どこを施設内の立ち入り禁止区域にするか

共通意見	
動線を誰が確保するのかを整理すべき。 トイレが使用できなくなった場合、簡易トイレが必要となる。	
業種別の意見	
バックスペース（オフィス、従業員用スペース、非常用電気）を禁止区域にすべき。 また、宿泊客と一時滞在者を分けなければならない。一時滞在场所としてはロビー、宴会場などを想定している。	ホテル
特に立ち入り禁止区域なしで対応可能。	ビル所有者
既に一時滞在施設に指定されている施設の意見	
基本的に店舗内は立ち入り禁止として管理している。 広場内でも機械室など点検の出入りに使用する部分は立ち入り禁止にする。	

③ 従業員等による運営組織の編成や、備蓄や設備の確認などの運営準備はできるか

共通意見	
訓練を行ったことがないと災害時に動くことが出来ないのではないかな。	
業種別の意見	
運営組織の準備はできないが、受入のみならば可能である。 BCPのマニュアルに沿って対応することになっている。 在館している従業員によっては十分な対応が出来ないかもしれない。	ホテル
運営準備は困難だと思われる。自社ビルで全員が対応せざるを得ない。	ビル所有者

既に一時滞在施設に指定されている施設の意見

運営準備のためのマニュアルづくりが必要。
地下街全体で対策する必要がある。役割分担を明確にすべき。

④ 一時滞在施設であることの表示や札幌市への一時滞在施設の開設報告はできるか**共通意見**

開設報告のための通信手段は各施設に必要である。また、一時滞在施設全体の状況を確認する手段が必要である。
建物の表示は可能。

業種別の意見

開設報告は口頭で伝えに行くことになる。 ホテル内の状態を整えてから、帰宅困難者を受け入れることになる。	ホテル
ビルの安全が確認された時点で、受け入れ可能。	ビル所有者

⑤ 帰宅困難者のスムーズな受入開始はできるか**共通意見**

名前や人数の確認等、受け入れ時のルールが必要である。
市民の行動マニュアルなどが必要である。

業種別の意見

受け入れ人数によるが可能。受け入れには訓練が必要となる。 宿泊客と帰宅困難者を同時に受け入れることになるため、入口を分ける必要がある。	ホテル
施設側が人数を理由に受け入れを拒否するのが困難である。	ビル所有者

既に一時滞在施設に指定されている施設の意見

周辺施設との分担ができていないため困難であると思われる。

⑥ 電話、ファクス、無線機、Wi-Fi などの通信手段の確保はできるか**共通意見**

Wi-Fi の確保は困難。
各施設に防災無線を設置してほしい。
通信手段確保のルールづくりが必要である。

業種別の意見

ホテルには公衆電話はない。 フロアごとに無線がある。	ホテル
-------------------------------	-----

メールの文字を、一文字で意味のある内容を社内で共有するマニュアルがある。	ビル所有者
既に一時滞在施設に指定されている施設の意見	
停電しなかった場合は、電話を使う。	

2) 帰宅困難者を受け入れた後の課題について考えよう（概ね一昼夜の運営を想定）

共通意見	
<p>どのような情報を帰宅困難者に伝える必要があるのか（災害の情報・交通の情報・他の避難所の情報・家族の状況）。</p> <p>要支援者への対応をどのように行うのか。</p> <p>暖房対策はどのように行うのか。</p> <p>災害対策本部との連絡体制の確立が必要。</p> <p>備蓄物資を取りに行く方法等、役割の整理。</p> <p>器物の破損等、原状回復についての整理。</p> <p>ゴミの処分についての整理。</p> <p>使用後に毛布等の洗濯が必要になる。</p> <p>トイレの対応（水が使えない場合はどうするか、水はどこから補給するか）の整理。</p>	
業種別の意見	
<p>帰宅困難者による暴動が起きた場合の対応について不安がある。</p> <p>閉鎖のタイミングの整理が必要。</p>	ホテル
既に一時滞在施設に指定されている施設の意見	
犯罪が起こる可能性あり。	